



保発第0331026号
平成21年 3月31日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の適用について

厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成21年厚生労働省告示第231号）が別添のとおり公布され、平成21年4月1日から適用されることとなったところである。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただきたい。

記

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）の一部の施行に伴い、社会保険及び労働保険に係る現物給与の価額について厚生労働大臣が統一して定めることとされたため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年政令第52号）及び健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第47号）がそれぞれ平成21年3月23日及び同月27日に公布され、いずれも同年4月1日に施行されることとされたところであるが、本告示は健康保険法（大正11年法律第70号）第46条第1項等の規定に基づきその地方の時価によって厚生労働大臣が定めるとされた、同法第3条第5項等に規定する報酬及び同条第6項等に規定する賞与のうち通貨以外のもので支払われるものの価額を定めたものである。

○厚生労働省告示第 213 号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十六条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条第三項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第三条第三項、厚生年金保険法第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第一条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第三条第一項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三条第六項、船員保険法第三条第二項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金(以下「報酬等」という。)のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。

一 食事で支払われる報酬等 次の表の第一欄に掲げる都道府県ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定める額(同表に定める額のほか、島根県においては、一人一月当たりの朝食のみの額は四、八〇〇円、一人一月当たりの昼食のみの額は六、九〇〇円、一人一月当たりの夕食のみの額は七、二〇〇円とする。)

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事の額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	一五、六〇〇円	五二〇円	一三〇円	一八〇円	二二〇円
青森県	一五、〇〇〇円	五〇〇円	一三〇円	一七〇円	二〇〇円
岩手県	一五、〇〇〇円	五〇〇円	一三〇円	一七〇円	二〇〇円
宮城県	一八、九〇〇円	六三〇円	一七〇円	二二〇円	二五〇円

岡山県	一八、三〇〇円	六一〇円	一三〇円	一三〇円	二五〇円
島根県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	一三〇円	二四〇円
鳥取県	一五、六〇〇円	五二〇円	一三〇円	一八〇円	二二〇円
和歌山県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二三〇円
奈良県	一八、六〇〇円	六二〇円	一三〇円	二四〇円	二五〇円
兵庫県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一五〇円	二四〇円	二八〇円
大阪府	二一、〇〇〇円	七〇〇円	一六〇円	二六〇円	二八〇円
京都府	一八、六〇〇円	六二〇円	一五〇円	二二〇円	二五〇円
滋賀県	一六、八〇〇円	五六〇円	一三〇円	二〇〇円	二三〇円
三重県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二二〇円	二四〇円
愛知県	二一、六〇〇円	七二〇円	一六〇円	二七〇円	二九〇円
静岡県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二二〇円	二四〇円
岐阜県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二〇〇円	二四〇円
長野県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
山梨県	一八、三〇〇円	六一〇円	一六〇円	二〇〇円	二五〇円
福井県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
石川県	一九、八〇〇円	六六〇円	一七〇円	二三〇円	二六〇円
富山県	一九、八〇〇円	六六〇円	一七〇円	二三〇円	二六〇円
新潟県	一六、八〇〇円	五六〇円	一四〇円	二〇〇円	二二〇円
神奈川県	一九、五〇〇円	六五〇円	一七〇円	二三〇円	二五〇円
東京都	一九、八〇〇円	六六〇円	一七〇円	二三〇円	二六〇円
千葉県	一九、五〇〇円	六五〇円	一七〇円	二三〇円	二五〇円
埼玉県	一九、二〇〇円	六四〇円	一七〇円	二二〇円	二五〇円
群馬県	一九、二〇〇円	六四〇円	一七〇円	二二〇円	二五〇円
栃木県	一九、八〇〇円	六六〇円	一七〇円	二四〇円	二五〇円
茨城県	一八、九〇〇円	六三〇円	一七〇円	二三〇円	二四〇円
福島県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二五〇円
山形県	一五、九〇〇円	五三〇円	一五〇円	一七〇円	二二〇円
秋田県	一六、二〇〇円	五四〇円	一四〇円	一九〇円	二二〇円

千葉県	畳一畳につき一、二〇〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	一四〇円	一九〇円	二二〇円
埼玉県	畳一畳につき一、〇〇〇円	畳一畳につき一、〇〇〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
群馬県	寄宿又は住み込みの場合 六、二〇〇円 その他の場合 二一、〇〇〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	一五〇円	二二〇円	二五〇円
栃木県	畳一畳につき一、二〇〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	一六〇円	二二〇円	二四〇円
茨城県	畳一畳につき一、二〇〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	一五〇円	二二〇円	二五〇円
福島県	一平方メートルにつき六七〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	一五〇円	二二〇円	二五〇円
山形県	単身者の場合 四、七〇〇円 その他の場合 一八、九〇〇円	畳一畳につき八一〇円	一四〇円	一九〇円	二二〇円
秋田県	畳一畳につき八一〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
宮城県	畳一畳につき一、二〇〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
岩手県	畳一畳につき一、〇〇〇円	畳一畳につき一、〇〇〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
青森県	畳一畳につき一、〇九〇円	畳一畳につき一、〇九〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
北海道	畳一畳につき一、〇四〇円	畳一畳につき一、〇四〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
都道府県名	一人一月当たりの住宅の利益の額				
沖縄県	一六、二〇〇円	五四〇円	一四〇円	一九〇円	二二〇円
鹿児島県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
宮崎県	一六、八〇〇円	五六〇円	一五〇円	一八〇円	二三〇円
大分県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
熊本県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二〇〇円	二五〇円
長崎県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二〇〇円	二五〇円
佐賀県	一六、五〇〇円	五五〇円	一四〇円	一九〇円	二二〇円
福岡県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
高知県	一八、六〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二五〇円
愛媛県	一八、六〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二五〇円
香川県	一八、三〇〇円	六一〇円	一六〇円	二二〇円	二四〇円
徳島県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二三〇円
山口県	一七、四〇〇円	五八〇円	一四〇円	二二〇円	二三〇円
広島県	一九、五〇〇円	六五〇円	一三〇円	二六〇円	二六〇円

香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	鳥取県	島根県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都
畳一畳につき九一〇円	畳一畳につき九〇〇円	畳一畳につき一、〇〇〇円	畳一畳につき九〇〇円	寄宿又は住み込みの場合 四、五〇〇円 その他の場合 一四、〇〇〇円	畳一畳につき九〇〇円	寄宿又は住み込みの場合 三、六〇〇円 その他の場合 畳一畳につき五〇〇円	畳一畳につき九〇〇円	畳一畳につき一、〇五〇円	畳一畳につき一、二〇〇円	畳一畳につき一、四〇〇円	畳一畳につき一、二五〇円	一・六五平方メートルにつき九〇〇円	寄宿又は住み込みの場合 三、六〇〇円 その他の場合 一四、一〇〇円	住み込みの場合又は主に単身者が居住する住宅に住む者の場合 五、九〇〇円 その他の場合 一六、八〇〇円	畳一畳につき八七〇円	一平方メートルにつき四五〇円	寄宿又は住み込みの場合 五、五〇〇円 その他の場合 一三、〇〇〇円	寄宿又は住み込みの場合 五、七〇〇円 その他の場合 一〇、二〇〇円	単身者の場合 三、五〇〇円 その他の場合 一三、〇〇〇円	畳一畳につき一、〇〇〇円	畳一畳につき一、〇〇〇円	畳一畳につき一、三〇〇円	畳一畳につき一、二一〇円	畳一畳につき一、三六〇円

愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
畳一畳につき一、〇〇〇円	畳一畳又は一・六五平方メートルにつき一、〇二〇円	畳一畳につき一、一〇〇円	畳一畳につき九〇〇円	寄宿又は住み込みの場合 三、五〇〇円 その他の場合 一三、〇〇〇円	寄宿又は住み込みの場合 三、八〇〇円 その他の場合 一四、〇〇〇円	畳一畳につき九〇〇円	畳一畳につき八六〇円	寄宿又は住み込みの場合 三、二〇〇円 その他の場合 一三、二〇〇円	畳一畳につき九一〇円

三 前二号に掲げる種類以外の報酬等 時価(通勤のために必要な交通用具(事業所専用のバス又は乗用車に限る。)の使用で支払われる報酬等)にあつては、秋田県においては一人一月当たり五、九九〇円、福島県においては一人一月当たり五、七六〇円、茨城県においては一人一月当たり五、八〇〇円)